

特定非営利活動法人ハートフル

所在地：高崎市石原町3236

労働者数：63名（女性43名、男性20名）

事業内容：介護保険・障がい福祉事業、地域活動事業

代表者：櫻井 宏子



..... 子どもと過ごす時間をより長く、休暇の多さ日本一へ

ここで働きたいが、生活ができない…。櫻井理事長が平成11年に法人を立ち上げてから3年半後、やむなく若い男性が退職。その際の、「経営は人だ。必ず『働きやすい職場環境』と『人材育成』に力を注ぐ」という決意が、取組みのきっかけとなっています。

所定労働時間7時間、残業なし、定年なし。

休暇の多さ日本一を目指すハートフルでは、誕生日休暇やリフレッシュ休暇等、有給の特別休暇（12日以上）を多く設けており、取得率はほぼ100%です。



..... いきいきと働くことができる環境づくり

介護・福祉の仕事だからこそ、充実したプライベートを。

誰もが気兼ねなく休めるよう、次世代法に基づく一般事業主行動計画で、特別有給休暇及び年次有給休暇の取得目標を明記し、会議や研修での周知を通じて計画的な取得を促しています。

休みやすい環境づくりのため、仕事の「見える化」に取組み、誰が休んでも業務がまわるよう、幅広い仕事を覚え、情報を共有しています。また、外部研修等を職員が受講した際は、周囲の職員も内容を共有するため、「発表」の場を作っています。

従業員が生き生きと働くことができる環境づくりに向け、パートスタッフの待遇改善（共通処遇制度の導入、正社員転換の促進等）や、人材育成のための各種研修も積極的に実施しています。

ハートフルは、働き方の見直しを進めています。

有給休暇の取得促進

- ・年次有給休暇…現在の取得率42%を60%に引き上げるため、計画付与等により取得を促進。
- ・特別有給休暇…現在の取得率81%をさらに引き上げるため、年間予定を立てて取得を促進。

時間外労働の削減

- ・残業なし…やむを得ない場合でも1日1時間まで。
- ・1日7時間勤務…育児や介護等との両立が可能。
- ・時間外労働の実績…平均月間2.8時間。

ハートフルの概要を紹介します。

介護保険・障がい福祉事業

- ・ 居宅介護支援…ケアマネジャーによる計画支援
- ・ 通所介護…3か所の小規模デイサービス
- ・ 訪問介護・障がい福祉…ヘルパーによる介護や生活援助

地域活動事業

- ・ たすけあい…庭の掃除、通院の付添いなど、公的な制度で対応できない内容の援助
- ・ 配食…手作りの「おふくろ弁当」の配達
- ・ 地域交流…交流の場やバザーなどの開催

3年間短時間勤務を利用したイクメン

障がい、高齢、大人、子どもの隔たりなく、皆が自然と助け合える社会づくりを目指すハートフルでは、男性も積極的に育児に携わります。事務局職員の高橋さんは、次女が生まれてから3歳になるまで短時間勤務を利用しました。

夫婦同じ立場で子育てに関われてとても満足です。主夫を経験したことにより夫婦助け合いの気持ちも深まりました。（高橋さんのコメント）

夫が育児に積極的に協力してくれるおかげで、自分の望むかたちで仕事が出来ています。（奥様のコメント）

育児休業を取得した高橋さん



くるみんマークを人材確保に活用

社用車へペイントされ、地域を回るくるみんマーク。この他、ホームページや会社案内、名刺、求人票等にも表示し、「子育てサポート企業」であることをPR。優秀な人材の採用・確保や、企業イメージの向上に繋がっています。

平成25年度の均等・両立推進企業表彰（ファミリー・フレンドリー企業部門 群馬労働局長奨励賞）も受賞したハートフル。『働きやすい職場環境』と『人材育成』を両輪に、地域福祉の向上・地域社会の発展を目指します。

くるみんマークの活用（社用車）



育児・介護休業制度の概要及び実績

- ・ **育児休業**…特別な事情がなくても、1歳6か月まで取得可能で、男女各1名が取得し、取得率は100%。妊娠や出産で退職した職員はおらず、休業後に訪問介護リーダーとして活躍する女性もいます。
- ・ **育児短時間勤務制度及び所定外労働免除**…子が小学校に入学するまで利用可能で、男性1名が3年間利用。
- ・ **子の看護休暇**…子が小学校に入学するまで、病気等の看護のため、子が1人の場合は年5日間、2人以上の場合は年10日間、取得可能。
- ・ **介護休業及び介護短時間勤務制度**…要介護状態の家族介護のため、通算180日間利用可能。

※ 取得率等のデータは、平成22年4月～平成26年12月までの実績